

一 般 質 問

令和5年9月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	3番 関野 達夫	(1) 中村下会館の跡地利用は (2) 砂利採取跡地の有効活用に向けた取組は
2	2番 武井 一紀	役場周辺の今後の土地利用は
3	9番 加藤 久美	(1) 中井やまゆり園と中井町の地域福祉を問う (2) 狭い生活道路の改善と町民意見について問う
4	11番 井上 泰弘	人口減少対策について問う
5	7番 多田 勲	マイナンバーカードの利活用の推進を
6	1番 曾我 尚人	(1) 町の防災警戒体制について問う (2) 危険生物に対する対応と町民への周知について問う
7	5番 相原 晃一	認知症への向き合い方と支援は
8	10番 尾尻 孝和	中井町に住み、働く外国人の現状と、多文化共生の取組について

1 (1) 中村下会館の跡地利用は 3番 関野 達夫

中村下会館は1978年(昭和53年)に建設され45年経過しますが、令和6年度で廃止・解体されることが決まっています。

これまで子育て支援、趣味のサークル、投票所、お祭り、地区懇談会、商店会活動、オンデマンドバス運転手の待機室や休憩所など、多くの人に利用されてきました。会館敷地は中村下地区の中心地で多くの住民の拠点となる重要な場所であり、地理的ポテンシャルをもっています。

これからますます少子高齢化が進み、今まで以上に地域コミュニティの形成が重要となり、地域住民の核となる施設、地域住民のニーズに合った公共施設が必要となります。

今後の中村下地区の活気あるまちづくりを進めていく上で、中村下会館の跡地利用について伺います。

- 1、中村下会館廃止・解体決定の経緯は。
- 2、現在の施設利用状況は。
- 3、既存施設を代替施設として活動を継続していけるよう検討するとは。
- 4、解体後の跡地利用は。
- 5、町民文化系施設である公民館・会館の町内配置の考え方は。

【町長答】

1点目から3点目までの質問については、まとめて回答させていただきます。

中村下会館は、昭和53年に児童の健全育成のための児童館として開所しましたが、少子化の進行や学童保育の充実によって児童館を利用する児童が減少したことから、平成28年からは地域集会施設として、地域の皆さまの生涯学習や交流の施設としてご利用いただいています。

しかしながら、建築後40年以上が経過し建物の老朽化が進んでいること、旧耐震基準で建築された建物で現在の耐震基準を満たしておらず耐震改修費用が2千万円以上に及ぶことなどから令和2年に策定した中井町公共施設長寿命化計画において、中村下会館は廃止する施設として位置付けました。

人口減少や少子高齢化の進行により公共施設の利用需要が変化していく中で、施設の「総量の適正化」、「中長期的なコストの管理」、「効果的・効率的な管理運営」を検討し、中村下会館の現状から、耐用年数の45年を経過する令和5年度末に閉館することとし、令和5年3月に改定した中井町公共施設等総合管理計画においても、令和6年度中に廃止・解体することとしています。

現在の中村下会館の利用状況は、絵画や書道、体操などのサークル活動を中心に月に10数回程度であり、利用状況のアンケート結果などから中村下会館が備える機能の代替施設として、農村環境改善センター、井ノ口公民館、境コミュニティセンター、未病センター・なかい健康づくりステーションなどでの活動が可能と考えられますので、令和6年度以降は、代替施設をご利用いただきますよう案内をさせていただいているところです。

4点目についてですが、現時点において、跡地の活用方法は決まっていますが、中村下地域にとって意義ある場所であることは大事に受け止めています。

5点目ですが、中井町公共施設等総合管理計画等の中で、構造躯体の劣化状況や現状のニーズとの乖離状況等による長寿命化の考え方を整理し、個別施設の方針を定めています。会館については、中村下会館をはじめ3会館全てにおいて、長寿命化は行わず、耐用年数までで廃止、解体の方針としています。

井ノ口公民館は、長寿命化を行い、今後も地域住民が集い、交流する場として活用できるよう、施設の維持、機能の充実を図り、地域コミュニティの維持・向上に努めてまいります。なお、公共施設については、人ありき活動ありきで、町民が納得できる更新に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

1 (2) 砂利採取跡地の有効活用に向けた取組は 3番 関野 達夫

砂利採取は昭和39年から始まり、これまで半世紀以上にわたり、町経済の一翼を担ってきました。ここ数年は砂利採取より掘削跡地の埋め戻し土の搬入が主になっており、事業完了に向けた作業に入ってきています。

新たに古怒田地区の砂利採取法認可に向けた動きもありますが、「田中・古怒田地区砂利採取区域」の多くが、農地や山林に復元されていきます。

しかし、地権者の高齢化や後継者不足で、農地や山林を戻されても利用できない状況です。農地として土地利用ができず、耕作放棄地や獣のすみかとなることが予想されます。

この砂利採取跡地は、町にとっても大変大きな資源であり、将来の中井町に大きく影響を与える力があることから、様々な利活用に向けた積極的な取組が重要と考えます。

跡地の有効活用について伺います。

- 1、現在掘削している砂利採取地の面積、地権者数及び事業者数は。
- 2、「中井町砂利採取地対策協議会」の活動経緯は。
- 3、砂利採取跡地利活用について町の考えは。

【町長答】

次に2問目「砂利採取跡地の有効活用に向けた取組は」の1点目から3点目までの質問について一括してご回答いたします。

本町の砂利採取事業は昭和39年から始まり、生産された骨材は多くの公共事業に使用されてきましたが、現在は公共事業の減少などにより生産量も大幅に減少しています。

現在、田中・古怒田地区の砂利採取区域には約70名の地権者がいられ、約66.5haの区域において4社が事業を行っており、砂利採取事業も行いながら復元に向けた作業も併せて進めています。

町では、平成24年に砂利採取跡地の有効かつ効果的な復元を目的に「中井町砂利採取地対策協議会」を設立し、今後の復元作業を進めていくにあたっての方向性の検討を、協議会や採取事業者が組織する骨材協同組合の理事会などにも参加し進めてきましたが、砂利採取区域の73%が山林であり、復元については諸法令に基づいた森林造成計画や緑化計画を遵守することで認可を受けていることから、安易に土地利用ができないのが実情です。

また、当該地区は市街化調整区域であることから土地利用も限られ、復元方法については、砂利採取区域縁辺部で埋戻し作業まで完了したところにおいて、試行的に新たな農地の活用を実施している状況なども参考に、土砂災害の予防など安全確保に配慮しながら、農地、山林への復元を基本とした跡地対策を砂利採取事業者及び地権者とともに検討してまいりますのでご理解願います。

2 役場周辺の今後の土地利用は 2番 武井 一紀

役場周辺では、町の公共施設や中央公園がありますが、店舗が少なく思います。

比奈窪バイパス交差点は県道 709 号と 77 号が重なり交通量も多くなっている場所です。この周辺の道路沿いの土地は、商業立地として適している場所だと考えます。

また近くに店舗が増えることで近隣住民が便利で住み良い環境になります。

そこで次の2点について伺います。

- 1、役場周辺の今後の土地利用はどのように考えているか。
- 2、都市マスタープランの地域別構想に役場周辺の地域拠点としての整備に、道の駅の導入などを検討とありますが、進捗状況は。

【町長答】

町では、まちづくりの将来像及び地域別のあるべき市街地像を示す都市マスタープランを本年3月に改定いたしました。都市マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定め、今後のまちづくりの方向性を示す総合的な計画で「今後のまちづくりの新たな道しるべ」というべきものです。

また、今後 20 年の町の未来を見据えた中で、現在の社会情勢や都市計画制度等を踏まえつつ、土地利用を図る段階で協議の土台に載せるために多角的に様々な方針を記載しております。それでは2点ご質問いただいておりますが、相互に関連する内容ですので、一括してご回答させていただきます。

役場周辺については公共公益性の高い施設が立地していることから、これらを核とした土地利用を進め町の拠点としていく地区であると考えています。それを踏まえ、都市マスタープランにおいて役場周辺地区は、公共サービス機能やバスターミナルとしての交通結節機能などをいかし、本町の魅力の向上に寄与する商業機能、交流機能などの導入に向けた検討に取り組む地区として地域拠点に位置づけをしたところです。

ご質問にありました道の駅の導入などに関しましては、当該地区は市街化調整区域であることから土地利用も限られており、まだ具体的な協議段階には至っておりません。

また、中村地区の商業利便性を高めるため、県道 709 号沿道においては、沿道型商業施設の立地誘導に取り組むこととしており、事業者等から良い提案があれば町といたしましても協力できることはしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

3 (1) 中井やまゆり園と中井町の地域福祉を問う 9番 加藤 久美

中井町に障がい者支援施設である神奈川県立中井やまゆり園が設置され51年が経ちました。2016年7月に相模原市内の知的障がい者施設「津久井やまゆり園」で入所者45人が殺傷された事件は日本中に大きな衝撃を与えました。犯人の犯行動機の根底にあるものは、障がい者は社会の負担だという考え方であり、障がい者の人権を否定したものでした。

その後、神奈川県がすべての県立の入所施設を調査したところ、中井やまゆり園で虐待や不適切な行為が次々と発覚しました。

県は、入所する障がい者の方々が受けてきた人権侵害とその被害を重く受け止め、新たに支援改革プログラムを作り、地域社会と共に生きること等を再定義しました。

「中井やまゆり園」は、半世紀もの間、中井町にある県立の施設ですが、これまで町は園とどのような関わりを築いてきたのでしょうか。また、町内の障がい者施設で暮らし、働く方々を町としてどのように受け入れ、町民と共に支えていく考えなのか。地域福祉総合プランにある「きらりと光る地域の絆～人と人との結びつきが生まれるまち 中井～」の基本理念に基づいた町の考えと、具体的な取組について伺います。

【町長答】

神奈川県立中井やまゆり園は、精神薄弱者支援施設として昭和47年4月に開設し、平成14年には福祉サービスに対する需要の変化に対応するため強度行動障害対策の中核施設として、重度重複障害者を中心に多様化したニーズに応えられる施設へ再整備を行いました。また、平成15年4月の社会福祉法改正による措置から支援費への制度変更を経て、平成20年4月には障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設に改め、現在定員140人で施設入所支援、生活介護、自立訓練などのサービスを行っています。

このような地域の中核施設である県直営の施設で虐待や多くの不適切事案が起きたことは、誠に残念で、利用者、ご家族をはじめとする関係者の皆様、町民、県民の皆様の不安は計り知れません。

現在、中井やまゆり園では改善の取組として「当事者目線の支援改革プログラム」を策定し、園内の支援が閉鎖的にならないよう、地域の事業所や住民との交流を活性化しているところで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため縮小されていた園内行事やボランティアの受け入れが再開されたことから、町でもボランティア連絡会など関係機関と連携し協力体制を再度整えているところであります。

中井町の地域福祉総合プランは「きらりと光る地域の絆～人と人との結びつきが生まれるまち 中井～」を基本理念とし、個人の多様性を認め合い、相手の立場を理解し、優しさを実践できる地域社会を築くために、プランに基づく様々な施策や事業を展開しているところであります。

障害がある、ないにかかわらず、お年寄りも若い人も、性別や性のあり方にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、誰もが生き生きとした人生を送ることができ、支える人と支えを受ける人に分かれることなく、ともに支え合い、様々な人々があるままで生きられる活力ある社会を目指していきます。

目指す社会の実現に向け、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができるよう地域福祉コーディネーターの育成支援など、地域住民などが主体的に活動に取り組むことができるような施策の充実を図ってまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

3 (2) 狭い生活道路の改善と町民意見について問う 9番 加藤 久美

町内には狭く通行に不便な生活道路が数か所あり、その地域で暮らす方々が長年にわたり町へと改善を求めています。道路は単に通行のためだけではなく、日照の確保や緊急時など生命や財産を守るためにも重要な役割を担っています。建物の建て替えなど建設時だけでなく、町は狭あい道路の解消に向け、積極的に拡幅整備を行い、町民と共に快適で安全なまちづくりを進めることが重要であると考えます。

このことから以下3点について伺います。

- 1、町民からの道路改善の要望についての対応は。
- 2、狭あい道路の実態調査を行っているのか。
- 3、狭あい道路整備事業計画はあるのか。

【町長答】

1点目から3点目までの質問については、まとめて回答させていただきます。

町民の身近にある生活道路は、人や車の通行に利用する以外にも、風通しや日当たりなどの生活環境を支えたり、緊急時・災害時には緊急車両の通行、避難路の確保としても重要な役割を担っています。

しかし、古くからの住宅が立ち並ぶ住宅地には、狭あい道路に接して建築物が建っているところがあり、これらの狭あい道路の改善として、町では「中井町建築行為等に係る道路後退用地整備要綱」に基づき建築物の建替えや自主的に門や塀を撤去する際において、後退部分の用地買収や除却費用の一部補助などを行い道路後退用地の整備を進めています。

また、日常の道路パトロール等で町内の道路状況は確認していますので、狭あい道路の実態調査や狭あい道路整備計画の策定は行っておりませんが、自治会からの道路拡幅要望をいただいた際には、事業熟度や周辺の土地利用の状況、安全面における事業効果等も考慮し対応しております。

道路拡幅を行う際には、建物や外壁の構造物、宅内の排水設備などが支障となることから、関係地権者の方の協力と、理解がなくては進まない事業ですので、地域の方の意見をお聞きしながら自治会とも連携を図り事業を進めてまいりますのでご理解願います。

4 人口減少対策について問う 11番 井上 泰弘

我が国の政策提言組織である「令和国民会議」（令和臨調）で岸田文雄首相は、人口減少が国家的課題だと指摘しました。

日本の人口は、2008年（平成20年）1億2,808万人をピークに減少し、2056年（令和38年）には、日本の人口は1億人を下回ると予想されています。

そのような中、中井町では、1995年（平成7年）の10,398人をピークに減少しており、令和5年8月1日現在で8,973人となっています。ついに9,000人を割り人口は減り続けています。

人口減少と高齢化が進むことにより、税金など歳入の減少や、社会保障関係経費等が増加し、財政の硬直化が進みます。財政に余裕がなくなり、公共施設・インフラの老朽化への対応が難しく、行政サービスの低下をもたらします。的確な政策を展開し、人口減少に歯止めをかけなければなりません。

町の人口減少対策について質問いたします。

1. 現状と対策は。
2. 第六次中井町総合計画後期基本計画の現状は。
3. 過去の答弁と現在の状況は。

【町長答】

国立社会保障・人口問題研究所が本年4月に公表した令和2年国勢調査結果を基礎とした新たな全国将来人口推計では、2056年に人口が1億人を下回り、2059年には日本人の出生数が50万人を割り、2070年の総人口は現在の約1億2,600万人から3割減の8,700万人に減る推計となっています。2017年に公表された前回推計と比較すると外国人の入国超過数が増加する推計となっていることから総人口の減少スピードはわずかに緩むものの日本人だけの人口をみると1億人を割る時期は1年早まっています。また、合計特殊出生率は、前回推計2065年1.44から2070年1.36に低下しています。

この結果からは、国として取り組んでいる少子化対策は功を奏していない状況となっています。本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」にあるとおり、少子化は我が国が直面する最大の危機です。若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭環境にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会を国として実現を図る取組を着実に推進することが私も必要だと考えています。

本町では、令和3年に改訂した人口ビジョンにおいて、人口減少を前提としつつ、地域の活力を維持するためにはある程度の人口規模を維持していくことが望ましいことから、若年層を中心とした転出抑制と転入増加、合計特殊出生率の上昇等に取り組み、人口減少と少子高齢化の抑制、年齢構成のバランスを改善し、令和42年で約6,000人の人口規模を確保することを目指しています。

現在、本町の総人口の現状は、社人研の推計人口と人口ビジョンの目標人口との人口差の中間をやや上回る状況ではありますが、人口ビジョンで目標とする45年先の将来の人口規模等を目指し、第六次中井町総合計画後期基本計画に位置付けた各種施策を着実に推進していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

5 マイナンバーカードの利活用の推進を 7番 多田 勲

マイナンバーカードは平成28年1月から交付が始まり、総務省HPによると、令和5年7月末時点の保有枚数率は、全国で71%、神奈川県69.7%、本町は67.3%と県下では30位となっています。この制度の目的は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤構築であり、併せて自治体DX推進の役割があります。しかし、各地でマイナンバーカードを巡るトラブルが相次いで、国民の信頼と制度に対する不安や不信感が広がっています。沢山の情報が氾濫する中、行政として正しい情報を積極的に発信し、町民の不安払拭に努める必要があると思います。また、現在行われているコンビニでの証明書の取得や健康保険証等行政サービスを見直し、町民がマイナンバーカードを活用できる機会を、一層増やし、利便性を感じられるように変えていく必要があります。

- 1、カードの取得率をさらに上げる取組は。
- 2、中井町DX推進計画の中でのマイナンバー制度の位置づけは。
- 3、カードの紐付けミス等の防止策は。
- 4、時間がかかる要介護認定申請をマイナポータルで行う考えは。
- 5、今後予定されている健康保険証廃止による事務負担対策は。

【町長答】

マイナンバーカードは、オンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるため、デジタル社会に必要なツールとされています。安全・安心で利便性の高いデジタル社会を実現するためには、その基盤であるマイナンバーカードの普及とともに、町民の方々が安心して利用できる環境を整備した上で、その利活用の促進に取り組む必要があると考えています。

ご質問の1点目、2点目については、相互に関連する内容ですので、併せて回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、本年7月末現在の本町のマイナンバーカード保有率は67.3%で、全国平均の71.0%、神奈川県平均の69.7%より低い状況にあり、保有率を向上するための取組の必要性については認識しています。

そのため、先月に策定いたしました「中井町DX推進計画」において、重点施策の一つとして、マイナンバーカードの普及促進を位置付け、夜間・休日窓口の臨時開庁やイベント開催時における啓発活動、またオンラインでの交付予約による交付の円滑化を引き続き実施するとともに、令和3年度より実施しているマイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付サービスに加え、サービスの拡充に向けた検討を進めることとしております。

3点目については、先般、国からマイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検を指示されましたが、本町では紐付け誤りは確認されませんでした。引き続き、法令等に則った適切な事務処理により、技術的、人的両面での安全性の確保を図り、町民の方々の信頼の確保に努めてまいります。

4点目については、申請対象者が高齢者であることや、居宅介護支援事業者または地域包括支援センターが代理申請することも多くある手続きであることから、先行自治体の運用状況を調査・研究するとともに、関係事業者の意向も確認しながら、まずは運用面での課題の整理をしてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

5点目については、町が保険者である国民健康保険においては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組については、被保険者、保険医療機関、保険者に新たな事務負担や混乱が生じないよう保険者として国に要望しています。予定されている資格確認証の交付などに伴う事務については、きめ細かな対応ができる体制を整えてまいります。

6 (1) 町の防災警戒体制について問う 1番 曾我 尚人

7月24日、中井町で建物火災がありました。

深夜にサイレンが鳴ったがその後のアナウンスがなく消防団、町民ともに混乱しました。

消防団の出動は町民の生命・財産を守る重要な行為であり、できる限り迅速に行わなければいけないと同時に、誤報などによる誤出動などがないよう正確性が求められるものでもあります。

そこで次の2点について伺います。

- 1、火災発生時における連絡系統や出動手順は。
- 2、7月24日の火災の際、アナウンスがなかった理由は。

【町長答】

まずもって、7月24日の火災において罹災した方々には心よりお見舞い申し上げます。

町でも、いつ起こるかわからない災害に対して、初動対応の重要性は認識しているところであり、正確な情報を確実に伝えるためのマニュアルを作成し、休日や夜間においても迅速に対応できる体制の構築に努めているところですが、今回の火災においては、防災無線によるサイレンのみの放送になってしまった事に対し、町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしました。

1点目については、小田原消防に火災通報が入った時には、消防本部の指令システムから関係市町に電話で情報提供されます。また、同時に町長、副町長、地域防災課及び指定された消防団員の個人携帯電話にメールが届く仕組みになっています。各分団はメールを確認したら、出動の準備を行うとともに、地域防災課の職員や通報場所に近い消防団員により、現場確認を行い、その情報のもと、消防団長が出動の要否を判断し、必要となれば、防災行政無線と併せて、グループ機能を持ったSNSで各分団へ出動要請を行う仕組みとなっています。ただし、要請前であっても黒煙を視認するなど、火災の発生が明らかである場合は、分団長の判断で出動できることとしています。

2点目については、町では夜間の警備や問い合わせの対応など、警備会社に委託しており、火災通報のあった時には、火災発生時の行動マニュアル、防災行政無線操作マニュアルに基づき、対応しているところではありますが、7月24日の放送においてはマニュアルを確認しながら放送を行ったものの操作ミスにより、マイクが入っていないまま放送したことで、サイレンしか聞こえない放送となってしまいました。

町でも再発防止に向けて、わかりやすいマニュアルに更新するとともに、警備員だけでなく職員に対しても操作研修を実施しました。今後も定期的に訓練を行うなど、再発防止に努めてまいりますので、ご理解願いたいと存じます。

6 (2) 危険生物に対する対応と町民への周知について問う 1番 曾我 尚人

国内外からの移動が増え、気候の変化などもあり過去に中井町で見られなかった虫や動物が見られるようになり、新しいものであればクビアカツヤカミキリもその一例です。

桜に寄生し幼虫が樹の内部を食べて枯らしてしまう外来のカミキリムシで、桜に寄生したのちに梅や桃などにも被害が及ぶ例があります。

中井町では桜や梅などの栽培をしている方も多く、大量発生してからでは遅いと考えます。そこで次の3点について伺います。

- 1、中井町でクビアカツヤカミキリの発生を確認しているのか。
- 2、クビアカツヤカミキリなど有害生物を大量発生させないための対応は。
- 3、特定外来種や危険生物が町内で発生しているのを確認したときの県との連携の対応状況は。

【町長答】

次に2問目の「危険生物に対する対応と町民への周知について問う」のご質問にお答えします。

議員ご質問の「クビアカツヤカミキリ」は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、平成30年1月に「特定外来生物」に指定されました。特定外来生物は、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から指定され、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入、野外に放つことなどの禁止といった厳しい規制がかけられております。

この「クビアカツヤカミキリ」は、主に桜や梅などのバラ科樹木を中心に、幼虫が幹や枝の内部から食い荒らし、枯死させるなどの被害が令和5年1月現在、13の都府県において確認されております。

それでは、3点のご質問をいただいておりますが、関連がございますので一括してご回答させていただきます。

「クビアカツヤカミキリ」の被害について、神奈川県では令和3年7月に街路樹の桜で、被害が初確認されておりますが、被害を受けた桜は直ちに伐採され、適切な処理が施された結果、令和4年以降、本町も含め神奈川県内において被害の確認及び報告は無い状況です。繁殖力や拡散能力が高い「クビアカツヤカミキリ」の被害を食い止めるためには、何よりも早期発見、早期防除の徹底が不可欠と考えておりますので、町ホームページなどで周知徹底を図り、成虫を発見した場合は直ちに捕殺する、周辺の樹木をよく観察し樹液の流出など、幼虫の寄生が疑われる樹がないか、確認するなどの対応をお願いするとともに、関係各課との情報共有も図ってまいりたいと考えております。

また、神奈川県との情報共有ですが、平成30年8月23日付け「神奈川県内で発見された外来種に関する情報共有体制について」通知があり、「クビアカツヤカミキリ」の発見が確認された市町村から、発見日時、場所、発見時の状況、画像を添付し、速やかにメールにて報告することになっており、併せて電話にてメールで報告した旨を連絡する体制が整えられております。

また令和5年8月現在では、対象種に「ツヤハダゴマダラカミキリ」「サビイロクワカミキリ」が追加されており、県は報告を受けた情報を県内市町村へメールにて一斉送信で情報共有するとともに、環境省、発生した市町村と連携して対策を講じることとしております。

7 認知症への向き合い方と支援は 5番 相原 晃一

人生100年時代を迎え、住み慣れた地域で安心して老後を過ごせる環境づくりは、重要な社会課題の一つと考えます。一方で、地域の高齢化が進むとともに、認知症患者の数は急増しています。また、令和元年6月には、認知症対策の政府の方針を取りまとめた「認知症施策推進大綱」が策定され、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくとの基本的な考えが示されています。

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が住みよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、社会が理解を深め、共に支え合う環境を創っていく、地域共生社会の実現が求められています。

本町の認知症に対する考えを伺います。

- 1、認知症に関する正しい知識と理解をどのように図っているか。
- 2、認知症予防は早期発見・早期対応が重要であるが、具体的な対策は。
- 3、認知症の方の日常生活支援や孤立を防ぐための施策は。
- 4、認知症を地域社会で支える地域ネットワークの構築の考えは。
- 5、認知症の方の生活と利益を守るための成年後見制度の活用状況は。

【町長答】

高齢化に伴う認知症の人の増加への取組は世界共通の課題となっており、認知症の全容解明に向けて様々な研究開発が進められているものの、根本的治療薬や予防法の十分な確立には至っていないことから、更なる研究開発の促進のほか、発症を遅らせ、認知症になってもこれまでと同じように日常生活を過ごせる認知症施策が求められています。

町では、認知症施策推進大綱等を踏まえ、「認知症の人が出来る限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指し、医療機関や地域包括支援センターをはじめ、介護保険事業所や企業等と連携を図り、支援体制の構築に向けた取組を展開しています。

令和5年6月には、神奈川県警察本部と認知機能の低下により運転免許証を返納した高齢者の相談支援に関する協定を締結したところです。

1点目につきましては、認知症の方やその家族をあたたく見守り、支援を図るための認知症ガイドブックの作成や認知症サポーター養成講座、認知症カフェなどを実施することで知識や理解の普及啓発に努めています。

2点目につきましては、認知症の予防に効果的とされる運動プログラムを行う教室の実施や各種サロン等、高齢者が身近に社会参加できる場づくりを公共施設や自治会館等で行うとともに、認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談日の開設や各種関係者の連携体制の構築等を推進することにより、認知症の早期発見、早期対応に努めています。

3点目につきましては、ホームヘルパー派遣事業や生活支援サービス事業をはじめ、介護保険制度による日常生活の支援が挙げられます。こうした制度の利用は、本人への支援や家族や親類の方などの負担軽減はもとより、多くの人と関わりを持つことにつながることから、孤立を防ぐ手立てとしても期待をすることができます。また、各種サロン等の通いの場への参加を促すことにより孤立の防止に努めています。

4点目につきましては、地域で高齢者を見守るためのネットワークとして、今年度から「中

井町高齢者見守りネットワーク」の運用を始めました。加えて、警察等関係機関で構成される「認知症等行方不明SOSネットワーク」が構築されておりますので、引き続きこれらを活用してまいります。

5点目につきましては、認知症を有する方のみならず、高齢者の権利が損なわれることがないように、地域包括支援センターによる相談対応に加え、1市5町共同で設置している「あしがら成年後見センター」を活用することにより、本人や家族による制度の利用を促しています。

また、状況により本人や家族による制度の利用が困難なケースについては、町による成年後見利用申立を図る事案も発生しており、高齢者の権利擁護のため、支援に努めているところで

す。

8 中井町に住み、働く外国人の現状と、多文化共生の取組について 10番 尾尻 孝和

広報なかい3月号で、今年1月1日現在の中井町人口9,069人のうち外国人は388人、外国人比率は4.23%となっていることを紹介し、「中井町で暮らすわたしたちにとって、公園、学校やスーパーマーケットなど、生活の中で外国人を見かけることは日常的な光景です。外国人も地域を構成する一員として、互いに顔が見える関係を築き、ともに暮らしやすい地域づくりを進めることが大切です。お互いに理解し、安心して暮らすために、今日からできる『多文化共生』について考えてみましょう。」と呼びかけています。

また、第六次中井町総合計画(後期基本計画)では「多文化共生の推進」を掲げ、「多文化共生」とは「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きること。」としています。

そこで伺います。

- 1、2019年に入管法が改定された下で、中井町に住み、働く外国人の現状と今後をどのように認識されているか。
- 2、外国人の子どもの現状と、こども園、小・中学校での対応と、これからの課題は。
- 3、「多文化共生」を進める上で、現在取り組んでいること、これから取り組もうとされていることは。

【町長答】

まず私から1点目と3点目のご質問にお答えしたのち、2点目のご質問については、教育長より答弁させていただきます。

中井町では、外国人雇用率の高い企業の進出や雇用形態の変化など、ここ10年で外国人住民は急激に増加し、外国人比率も高くなってきていることから、多文化共生の取組の重要度は増しています。

1点目については、本町の住民基本台帳人口は7月末現在8,972人で、この内外国人住民は403人、全体の4.49%と年々増加傾向にあります。

国では、外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組を推進するとともに、中小企業をはじめとし少子高齢化に伴う労働者人口の減少による人手不足が深刻化する中、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況を踏まえ、入管法の改正などにより外国人労働者の受け入れ拡大を進めています。

このことから、本町における外国人住民につきましては、町内企業の状況にもよるところが大きくなりますが、今後も増加していくことが見込まれます。

3点目については、国籍に関わらず暮らしやすい環境の構築のため、必要な情報を多言語やさしい日本語で提供する取組を行うとともに、昨年度は、中井町に住む外国人との意見交換会を実施し、その内容を広報なかいで紹介させていただきました。また、先月には、外国人向け「初めてのにおにぎり教室」を開催し、食文化を通じた交流を図り、好評を得たところです。

今後は、多文化共生の本質である、地域住民との繋がりに向けた取組として、地域と連携した交流事業を検討していきたいと考えていますので、ご理解願いたいと存じます。

(教育長答弁)

それでは私から、2点目のご質問についてお答えいたします。

現在、町内の小・中学校には、外国につながるのある児童・生徒が多く在籍し、特に、井ノ口小学校及び中井中学校には、それぞれ10名以上の児童・生徒が学校生活をおくっています。また、なかいこども園でも、4歳児、5歳児クラスを中心に、外国につながるのある園児が8名在籍しています。

外国につながるのある児童・生徒の対応については、教育委員会、こども園、小・中学校が連携し、情報の共有を図るため、定期的に連絡会を開催して、情報交換や取組の強化に向けた協議等を行っています。また、こども園や小・中学校では、園児・児童・生徒とその保護者への対応が円滑にできるよう翻訳機を配備したり、ボランティアを配置したりして、それぞれの実態にあわせた支援・指導に努めているところです。

しかしながら、外国につながるのある園児・児童・生徒は、今後も増えていくことも想定できます。こども園や小・中学校では、外国につながるのある園児・児童・生徒一人一人が適切なサポートの下で園生活や学校生活の充実が図られるよう努めておりますが、教職員の働き方改革とマンパワーの不足が課題になっています。今後はより一層、教育委員会、福祉課、こども園、小・中学校が相互に連携し、企業や民間の支援団体等の協力を得ながら、支援体制や仕組みづくりに向けた調査研究を進め、多文化共生教育の推進に努めてまいりたいと考えます。